

塩尻市電子入札実施要領

令和6年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等に係る競争入札において、電子入札を実施することに関し、塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札業務を執行するための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 書面により行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(対象案件)

第3条 電子入札の対象案件は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事
- (2) 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務
- (3) 施設等の維持管理その他業務の執行に係る委託業務
- (4) 物品の購入、製造の請負等

(入札の公告等)

第4条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、電子入札により入札を実施するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）においてその旨を指定し、規則第106条に定めるもののほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨
 - (2) その他電子入札に関し必要な事項
- 2 前項の公告等は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、その他の方法により通知を行うことができる。

(利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、ICカードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(予定価格等の登録)

第6条 入札執行者は、電子入札により入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 入札執行者は、失格基準価格又は低入札価格調査基準価格を定めたときは、開札時に当該価格を予定価格とともに電子入札システムに登録するものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札参加者は、入札価格及びくじ番号を登録した入札書並びに工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を公告等で指定した日時（以下「入札書提出締切日時」という。）までに提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書等の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

3 第1項の規定により提出された入札書等の引換え変更又は取消しは認めない。

(紙入札)

第8条 前条第2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、紙入札により入札に参加することができる。

2 前項の規定により、入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）は、書留郵便等又は持参することにより入札書等を提出することができる。

3 前項の規定による紙入札者は、当該入札案件について、電子入札へ移行することはできないものとする。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札書提出締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札者は、紙による入札辞退届を提出することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が、入札書提出締切日時までに第7条に規定する入札書等の提出が確認できなかったときは、当該入札に対する辞退があったものとみなす。

(開札)

第10条 入札執行者は、公告等で指定した日時及び場所において開札を行うものとする。

2 紙入札者があるときは、入札書記載金額及び3桁のくじ番号を電子入札システムに登録したうえで当該入札の開札を行うものとする。ただし、紙入札者から提出のあった入札書に電子くじ番号の記載のない場合又は判読ができない場合は、入札執行者が任意の電子くじ番号を登録できるものとし、紙入札者は登録された電子くじ番号について異議を申し立てることはできないものとする。

(電子入札システムによる再度入札)

第11条 入札執行者は、開札の結果、規則第113条の規定により再度入札を実施する場合は、予定価格を超過した入札参加者及び紙入札者に対し、電子入札システム、電子メール又はファクシミリのいずれかにより通知するものとする。

(入札の無効)

第12条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 電子証明書を不正に使用したとき。
- (2) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 有効な電子証明書を取得していない者が入札したとき。

(落札者等の決定)

第13条 入札執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるときその他これによりできないときは、財政課契約検査係においてその結果を閲覧に供することにより通知に代えるものとする。

2 落札者及び落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者及び落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第14条 入札執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合において、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるときその他これによりできないときは、落札候補者又は低入札価格調査対象者には、別途通知するものとする。

(災害時の対応)

第15条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断したときは、入札書提出締切日時及び開札予定日時を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更する等必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年10月1日から施行する。